

京都市告示第242号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、平成26年5月9日付け京都市告示第131号により告示した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を、同法同条第4項の規定に基づき、次のとおり解除します。

平成26年7月29日

京都市長 門川 大作

1 指定を解除する区域

京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536番99の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)